

令和3年第11回清瀬市農業委員会会議録

令和3年11月24日午前9時00分から午前9時46分、清瀬市役所研修室において、清瀬市農業委員会を開催した。

- | | | | | | | | |
|---|------|--------|--------|-------|-------|--|--|
| 1 | 出席委員 | 会 長 | 第9番 | 松村 俊夫 | | | |
| | | 会長職務代理 | 第3番 | 小寺 正明 | | | |
| | | 第1番 | 村野 和博 | 第2番 | 西川 幸広 | | |
| | | 第4番 | 齊藤 正樹 | 第5番 | 金子 住晴 | | |
| | | 第6番 | 並木 浩 | 第7番 | 石井 啓介 | | |
| | | 第8番 | 増田 武 | 第10番 | 内野 悦二 | | |
| | | 第11番 | 横山 眞一 | 第12番 | 村野 正明 | | |
| | | 第13番 | 後藤 由美子 | 第14番 | 金子 廣明 | | |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 木村広昇・中野正明

- 4 付議事項 (1) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」
(2) 農地法に基づく許可申請について〔3条関係〕
(3) 農地法に基づく届出について〔4・5条関係〕
(4) その他

議 長 皆さんおはようございます。年内残すところあと1か月となりました。大分寒くなりましたので、身体には気を付けて委員会活動頑張っていたきたく存じます。また、先日行われましたJA東京みらいの地区別検討会には全員参加いただきましてありがとうございました。来週29日月曜日には農業委員会法制定70周年記念の農業委員会活動推進フォーラムが昭島市のKOTORIホールにて開催されますので、皆様方のご出席もよろしく申し上げます。皆さん定刻になりましたので、令和3年清瀬市第11回の農業委員会を始めたいと思います。本日は委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。第7番委員の石井啓介委員、第8番委員の増田武委員、となっております。よろしくお願いたします。

議案第1号 相続税納税猶予制度に基づく、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」を議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行く際に必要な書類になっております。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 申請年月日 令和3年10月19日、申請回数1回目。

2件目 申請年月日 令和3年10月25日、申請回数2回目。以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。

1件目、金子住晴委員よりお願いいたします。

金子住晴委員 10月22日に事務局の矢吹さんと現地調査に入りました。篤農家でして、畑は本当に綺麗に耕作されておりましたので、問題ないと思います。

議長 2件目、増田委員よりお願いいたします。

増田委員 10月27日に事務局の矢吹さんと現地調査に入りました。とても綺麗に耕作されておりますので、問題ないと思います。

議長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それでは、異議なしという事で承認させていただきます。議案第2号、農地法に基づく許可申請についてを議題とさせていただきます。3条の許可申請の説明を事務局より、お願いいたします。

事務局 はい、それでは農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する許可申請を朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。受付期間は10月9日から11月10日までとなっております。

1件目、土地の表示 中清戸五丁目189番3、地目 畑、地

積 139㎡、他2筆 計346㎡ 目的 営農地拡大のため。以上でございます。

議長 ただいま、事務局より説明がございました。現地に行った横山委員と並木委員より、説明をお願いします。

横山委員 11月10日に事務局の矢吹さんと、中清戸の農業委員の並木委員とご当人2人それに農協の木村さんの立ち合いの下、現地調査に入りました。譲受人に関しては3条許可の要件であります下限面積50a所有されております。その農地も全て耕作されておりますので、全く問題ないと思います。

並木委員 横山委員と同じです。問題ないと思います。

議長 質問はありますでしょうか。

委員 異議なし。

議長 議案第3号、農地法に基づく届出「4・5条関係」についてを議題とさせていただきます。
4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条第1項第8号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。10月9日から11月10日までの受付分となっております。
1件目、土地の表示 下宿三丁目1328番1、地目 畑、地積 1,725㎡ 他1筆 合計2,120㎡ 転用の目的 長屋住宅、10月14日受付、10月25日処理。
2件目、土地の表示 中里一丁目713番11、地目 畑、地積 142㎡、 転用の目的 戸建建築、10月20日受付、10月25日処理。以上でございます。

議長 質問等はございますか。

委員 異議なし

議長 3件目について、清瀬市農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項についてはその議事に参与することができないということになっ

ておりますので、村野和博委員はしばらくの間の退出をお願いします。

～村野和博委員退出～

事務局 3件目、土地の表示 上清戸二丁目257番17、地目 畑、地積 165㎡ 転用の目的 戸建住宅建築、11月10日受付、11月15日処理。以上でございます。

議長 質問等がございますか。

委員 異議なし。

議長 それでは村野和博委員の入室を許可します。

～村野和博委員入室～

議長 以上が4条の報告です。農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。10月9日から11月10日までの受付分となっております。

1件目、土地の表示 上清戸一丁目479番1、地目 畑、地積 1,350㎡、転用の目的 戸建販売・公衆用道路、10月13日受付、10月20日処理。

2件目、土地の表示 竹丘三丁目1555番2、地目 畑、地積 694㎡ 他1筆 合計965㎡ 転用の目的 住宅建築、10月19日受付、10月21日処理。

3件目、土地の表示 竹丘三丁目1540番10、地目 畑、地積 810㎡、転用の目的 戸建建築販売、10月29日受付、11月8日処理。

4件目、土地の表示 野塩一丁目437番6、地目 畑、地積 400㎡、転用の目的 戸建販売、11月9日受付、11月11日処理。以上でございます。

議長 みなさんいかがでしょうか

委員 異議なし

議 長 以上が5条の報告です。議案第4号、その他を議題とさせていただきます。

(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について。事務局で朗読説明をお願いします。

事務局 はい、朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

1件目 買取希望所在地 中清戸五丁目182番、地目 畑、地積763㎡、他4筆、合計3,140㎡。以上でございます。

議 長 これは生産緑地の買取申し出に係る協力依頼という形でございます。希望される方がいれば、事務局に一報をお願いします。各委員は何か質問はございますか。

委 員 異議なし

議 長 (2) 会議等の報告について。

①農業委員会会長研究集会（オンライン開催）。令和3年10月28日（木）午後1時から午後5時まで清瀬市役所研修室にて開催。参加者は私と事務局です。事務局長より報告をお願いします。

事務局長 はい。10月28日・29日と東大阪市にて会長研修の予定でしたが、コロナ禍のため、28日午後1時から午後5時まで東大阪市とオンラインのZOOMでの研修会という形式に変えて、清瀬市役所研修室にて行いました。『東大阪市の農業の概要について』と、『ファームマイレージ』という形で畑を使い、市民と共にそれを製品化して農地を守ろうという取り組みについて、東大阪市の方からご講演がありました。また、併せて現地に伺っている東京都農業会議の方から、『東京の認定農業者の経営等共同直売所の報告』がありました。そして、『都市農業の大義について』を農業農村問題研究者からご講演がありました。

議 長 事務局長から説明のあった通りです。マイレージに関しましては取り組みをJAが中心に、ある程度活発にやっていたいかなければならない内容かと思いましたが、農業委員は補助の形になると思われそうです。大変すばらしい内容でありましたが、東京でそれ

を実現するのはなかなか難しいと感じました。

②令和3年度第2回事業推進協議会。令和3年11月17日（水）午後1時30分からホテルエミシア東京立川にて開催。参加者は私です。令和4年度の事業における活動の重点項目で、令和3年度同様コロナの状況を見ながら、年間予定されている行事は全て開催していこうという話でまとまりました。また、特定生産緑地の再指定に関しまして、どうしてもやむを得ない理由で期限内に申請できなかった方に対しての救済措置をとっていただくように国に働きかけるという事が、これも全員一致でまとまりました。また、事業推進協議会で、次年度の予算等の原案が出ました。コロナ禍でまだ先の見えない状況という事で、前年度並みの予算を計上していき、各賛助会員及び指定会員の市町村には、前年度の予算同様の納付をお願いするという事で一致しました。来年2月に行われます農業者大会の場で最終決定の予定となっております。それから農業者大会に関してですが、17日の段階では、東京都の各農業委員会の委員全員の出席がありますと、会場の収容人数をこのコロナ禍で算出した場合、余剰人員が出てしまう恐れがあるので、各農業委員会に対しまして、出席者の人数をある程度考慮していただきたいという要望が出ております。受賞者に関しましては、全員の出席をお願いできればと思っております。最終決定いたしましたら、皆さんに報告させていただきます。以上が今回行われました事業推進協議会の内容となっております。

③「全国農業新聞」普及推進功労農業委員会および第27回農業委員会だよりコンクールの表彰状授与式。令和3年11月17日（水）午後2時30分からホテルエミシア東京立川にて開催。協議会終了後に行われました。清瀬市は全国の農業会議所と、東京都農業会議からの感謝状を計2通いただきました。清瀬市は今回も前年度同様都内で5番目に普及推進が進められたという事です。ちなみに今回全国の第一位は東村山市さんでした。引き続き普及推進をお願いします。

（3）会議等の日程について報告させていただきます。

①令和3年度農業委員会活動推進フォーラム。令和3年11月29日（月）午後1時30分から午後4時30分までKOTOKURIホール（昭島市民会館）にて行われます。参加者は農業委員と事務局になります。これは車の乗り合わせで11時半に駐車場集合出発です。

②令和3年度全国農業委員会会長代表者集会。令和3年12月

2日（木）午後1時からメルパルクホールにて行われます。参加者は会長と事務局になります。この後東京都選出の国会議員との意見交換会が予定されておりまして、一般の会長達は意見交換会から出席する形です。代表者集会は今回も人数制限がありますので、各地区の代表として、南多摩、西多摩、北多摩地区の会長が出席する形となっております。

③第12回清瀬市農業委員会。令和3年12月23日（木）午前9時から清瀬市役所4階研修室1・2にて行われます。参加者は農業委員と事務局になります。

④清瀬市農業後継者顕彰式および新規就業者激励伝達式。令和3年12月23日（木）午前11時から清瀬市役所4階研修室1・2にて行われます。参加者は市長、受賞者、農業委員、事務局になります。

⑤農業委員研修（都市農地の保全に必要な制度と農業委員の役割）。令和3年12月23日（木）午後1時30分から清瀬市役所4階研修室1・2にて行われます。参加者は農業委員、事務局になります。

各地でこのような勉強会が行われております。先日小平市でも行われ、農業委員と、JAの資産管理部門の皆さんにも来ていただいたそうです。というのも今JAの東京都の中央会で、都市農地の貸借円滑化をどう進めるかという事で、各JAの担当部署の方を集めて、マッチングに対する勉強会を、先月から始めたそうです。たまたま別件で来たJA東京みらいの次長と中央会の話、それから各種の動きを相談させていただいた所、清瀬市でもそのような形で勉強会をやるのであれば、JAの担当者達も是非参加させていただきたいというお話をいただきました。皆さんいかがでしょうか。

委員 異議なし

議長 それでは、JA東京みらいの担当職員何人かも出席を依頼します。研修室1・2ですので、スペースがありますから、密になることはないと思います。よろしくお願ひします。
以上が会議等の日程でございます。全体を通して質問等はありませんでしょうか。

委員 特になし。

事務局 事務局はありません

議長 特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理 慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第11回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れさまでした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議長

署名委員（第7番）

署名委員（第8番）